

特定非営利活動法人 奈良県防災士会報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という）奈良県防災士会の理事、幹事、参与、顧問（以下「役員等」という）、会員の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の金額)

第2条 役員等の報酬は、定款第19条の定めのとおりとする。

- 2 役員等が会議に出席しその他公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。
- 3 役員等及び会員がNPO 法人奈良県防災士会から依頼を受けて公務として旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。但しその額は理事会の決定を得て理事長が定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の支給)

- 第3条 役員等及び会員の報酬及び費用弁償の支給は、講演、講話については10月及び3月に支給するものとし、実技研修はその都度支給する。
- 2 前項の年額で支給する者が、任期途中で退任した場合は、月割で計算して支給するものとする。また、補欠で就任した場合も同様とする。
 - 3 報酬については地方公共団体の常勤の職員又は、これに準ずる職員についてはこれを支給しない。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行、適用する。